第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課(室・所)における平素の業務

町の各課(室・所)は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る 業務を行う。

4 / /	(五) 日の日本(王 /// にもりか)末り未切
各課(室・所)	平素の業務
	・国民保護協議会の運営に関すること
	・町国民保護対策本部に関すること
	・避難実施要領の策定に関すること
総務課	・物資及び資材の備蓄等に関すること
	・国民保護措置についての訓練に関すること
	・特殊標章等の交付等に関すること
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
	・国民保護の広報広聴に関すること
	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に
福 祉 課	関すること
1分2/47/2-口=田	・安否情報の収集体制の整備に関すること
税務住民課	・避難施設の運営体制の整備に関すること
健康づくり	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
推進課	・医療機関との連携に関すること
相野谷診療所	・救護所の運営体制に関すること
環境衛生課	・廃棄物処理に関すること
	光米物だ性に関すること
水道課	・飲料水の供給体制の整備に関すること
産業建設課	・復旧に関すること
企画調整課	・住民の避難誘導に関すること
出納室	,

表 2-1 町の各課 (室・所) における平素の業務

※ 国民保護に関する業務の総括、各課(室・所)間の調整、企画立案等については、国民保護 担当課が行う。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、 その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

次 2 2 号 0 品牌件响						
体制	配備内容					
①担当課(室・所)体制	国民保護担当課職員が参集					
②危機対策本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断					
③町国民保護対策本部 体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集					

表 2-2 町の配備体制

表 2-3 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準			
事態認定前	町の全課(室・所)での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合			
予 愿応定的	町の全課(室・所)での対応が必要な場合(現場からの情報により多数 の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)			
	町国民保護対策本部設置の通 町の全課(室・所)での対応は不要だ 知がない場合 が、情報収集等の対応が必要な場合			
事態認定後	町の全課(室・所)での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)			
	町国民保護対策本部設置の通知	を受けた場合	3	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、 衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町国民保護対策本部長である町長に事故があった場合には収入役、教育長、防 災・政策担当理事の順に指揮を執る。

(6) 職員の服務基準

町は、(3)①~③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

町長は、消防事務を熊野市に委託していることから、熊野市長(以下「熊野市長」とする。)に、消防本部及び消防署が、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準等を定めるよう要請する。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、 地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施 設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準等を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、 国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅 速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

	21 自民的福州引盖的旅游已休息了机项目 克
項目	救 済 内 容
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項、第5項)
損害補償	国民への協力要請によるもの
(法第 160 条)	(法第 70 条第 1 項、第 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第
	1項)
不服申立てに関するこ	こと。(法第6条、第175条)
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、紀宝町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及 び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長 する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、国民 保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難及び救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保 護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置 等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「三重県市町村災害応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、町内において事業を営む指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町内の事業所における防災対策への取組を活用した国民保護への取組に 支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を 図る。

5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置 の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等 相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備

町は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、 地域で一体となった災害時要援護者への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備 を図る。

(3) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、通信体制の整備等について 定める。

(1) 通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 通信体制の確保

面

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、防災における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 通信体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び 提供並びに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項

- ・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
- 施・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 設・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間 の連携を図る。
 - ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信 設備を定期的に総点検する。
 - ・夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への 電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信 訓練を実施する。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の面 確保等の条件を設定した上で地域住民への情報伝達、避難施設との間の通信の確保等 に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を 行う。

- ・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合 に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の 手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な 検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集、提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況及び被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しな がらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について あらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事 前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、社会福祉協議会等との協力体制を 構築するなど、災害時要援護者に対する警報の伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達手段である防災行政無線のデジタル化の推進及び全国瞬時警報システム(I—ALERT)等通信体制の整備に努める。

(3) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行う

こととなる町内に所在する学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者 が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待 される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、 各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答 の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定 する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。

なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は町長が適当と認める方法によることができる。

表 2-6 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

①氏名					
②フリガナ					
③出生の年月日	年 月 日				
④男女の別	男 女				
⑤住所 (郵便番号を含む)					
⑥国籍	日本 その他()				
⑦その他個人を識別するための情報					
⑧負傷(疾病)の該当	負傷非該当				
⑨負傷又は疾病の状況					
⑩現在の居所					
⑪連絡先その他必要情報					
◎親族・同居者からの照会があれば、①~⑩					
を回答する予定ですが、回答を希望しない	回答を希望しない				
場合は○で囲んでください。					
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答す					
る予定ですが、回答を希望しない場合は○	回答を希望しない				
で囲んでください。					
⑭①~⑪を親族・同居者・知人以外の者から					
の照会に対する回答又は公表することにつ	同意する				
いて、同意するかどうか○で囲んでくださ	同意しない				
٧١°					
※備 考					

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人 とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

表 2-7 安否情報収集様式 (死亡住民)

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時(年月日時分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①~⑩を親族・同居者・知人以外の者から	同意する
の照会に対する回答することへの同意	同意しない
※備 考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人 とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。

表 2-8 安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

						市町村名 担当者名					市町村名 担当者名				
OK 8	窓フリガナ	③出生の 年月日	②男女 の別	\$6 B	②服務	②その他個人を譲り するための情報	多角帯 (疾病) の該当	協負額又は 疾病の状況	個現在の居所	①連修先 その他の要情報	○成長・同居会 への回答の表面	の発達 の発達	SEE-KHE-BAUK SECRESIONS	衛 考	
														-	_
					_										-
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		<u> </u>							
					-										
															_
									ļ						
					-		-								_

倜考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」側は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑪負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と起入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」 欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑮~⑪の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該差望又は同意について特段の条件がある場合は、 当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、 県の安否情報収集体制(担当の配置、収集方法、収集先等)の確認を行う。

なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報 を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、把握する。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報収集及び連絡に対する正確性の確保等の必要な知識及び理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

表 2-9 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分 紀 宝 町

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 紀宝町

(北緯 度、東経 度)

- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

紀宝町		人 的	被害		住家被害		その他
7.0 12 1	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ず つ記入してください。

紀宝町	年月日	性別	年齢	概 況

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて 国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事 態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、県等の研修機関の研修課程 を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員に対する研修等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、 多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海 上保安庁及び警察等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的 に活用する。

(4) 消防団及び自主防災組織に対する研修等

町は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材及びeーラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、 既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連 携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な項目については、国 民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者及び障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、 訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易と なるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災、地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、 以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、 避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

町の地図

町内の道路網のリスト

輸送力のリスト

避難施設のリスト

備蓄物資、調達可能物資のリスト

生活関連等施設等のリスト

関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定

自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

消防機関のリスト

災害時要援護者に関する避難支援計画

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している災害時要援護者に関する避難支援計画等を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力の関係を構築しておく。

(5) 学校及び事業所との連携

町は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所、学校等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所、学校等における避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関(消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等)と緊密な意見交換を 行いつつ、県が作成した「市町避難実施要領の手引き」等に基づき、複数の避難実施要領 のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合及び町が県の 行う救援を補助する場合にかんがみ、町の行う救援の活動内容及び県との役割分担等につ いて、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、 避難に関する平素の取組と並行し、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報の把握等を 行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県と連携して町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と 連携して、当該町内の運送経路の情報を把握する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有 するとともに、県と連携し、住民に対し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を 行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を 設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県と の連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副 安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、 その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の方法について定める。

表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災危機管理部
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災危機管理部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省	環境森林部
		配水池		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	_
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理部
	6 号	放送用無線設備	総務省	防災危機管理部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	政策部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、	国土交通省	_
		航空保安施設		
	9号	ダム	国土交通省	県土整備部
			農林水産省	
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁	防災危機管理部
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	防災危機管理部
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災危機管理部
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省	防災危機管理部
			経済産業省	
	6 号	核原料物質	文部科学省	_
			経済産業省	
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含	文部科学省	防災危機管理部
		む。)		
	8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省	健康福祉部
			農林水産省	農水商工部(動
				物用医薬品に係
				るもの。)
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災危機管理部
	10 号	生物剤、毒素	各省庁	防災危機管理部
			(主務大臣)	
	11 号	毒性物質	経済産業省	_

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において は、当該施設滞在者の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、 連絡体制の確認等の措置を実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄及び整備

町が備蓄及び整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、防災のために備えた物資及び資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備について、 県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資 及び資材を調達することができるよう、他の市町、事業者等との間で、その供給に関する 協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、 整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果 及び不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存の データ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発及び武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字及び外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災 組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応 能力育成のため、町立学校において、安全教育、自他の生命を尊重する精神、ボランティ ア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見 した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合及び地域においてテロが発生した場合等に住民に 期待する行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せ て活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社三重県支部、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。